

## 阿武隈川漁業協同組合内共第11号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、阿武隈川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第11号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、やまめ、いわな及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者(以下「遊漁者」という。)は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
た も 網	網の口径は、50センチメートル以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から12月31日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間
こい・うぐい・うなぎ・ふな・わかさぎ	1月1日から12月31日まで
やまめ・いわな	4月1日から9月30日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 阿武隈川漁業協同組合事務所
- (2) 阿武隈川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第2項の規定を準用する。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい・やまめ・いわな	15センチメートル
う な ぎ	21センチメートル
う ぐ い	6センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
全魚種	手 釣 竿 釣 た も 網	1年…7,000円 (組合事務所又は取扱所)	あゆ以外の魚種	手 釣 竿 釣 た も 網	1年…5,000円 (組合事務所又は取扱所)
		1年…7,500円 (遊漁現場)			1年…5,500円 (遊漁現場)
		1日…1,500円 (組合事務所又は取扱所)			1日…900円 (組合事務所又は取扱所)
		1日…2,000円 (遊漁現場)			1日…1,000円 (遊漁現場)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、それぞれ右欄のとおりとする。

遊漁者区分	遊漁料
未就学の幼児及び小学生	無料
肢体不自由者	前項に規定する額の2分の1に相当する額
中学生	1年 700円

3 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 阿武隈川漁業協同組合事務所
- (2) 阿武隈川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。